

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

帯広市は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

帯広市では、情報セキュリティに関する組織体制を整備するとともに、情報セキュリティ対策に関する基本的な方針・基準等を定め、市が保有する情報資産を適切かつ安全に管理し、個人情報保護対策の徹底を図っている。
住民基本台帳に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認するとともに、委託契約の中に秘密保持規定を設けることにより、万全を期している。

評価実施機関名

帯広市長

公表日

令和4年7月22日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の内容	<p>市町村(特別区を含む。)(以下「市町村」という。)(が、住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。</p> <p>住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。</p> <p>また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システムを都道府県と共同して構築している。</p> <p>帯広市は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、削除又は記載修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者、その他法で定める者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コード及び個人番号の変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認</p> <p>なお、⑨のうち、個人番号の通知及び個人番号カードの作成等に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号。以下「個人番号カード省令」という。)第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)により、機構に対する事務の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構への関係情報の提供を含めて特定個人情報を使用する。</p>
③対象人数	<p>[10万人以上30万人未満]</p> <p><選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満</p>

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	既存住民基本台帳システム(以下「既存住基システム」という。)								
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> 1 住民基本台帳の記載 転入、出生、入国、職権等により住民基本台帳に新たに住民を記載(住民票を作成)する機能 2 住民基本台帳の記載変更 住民基本台帳に記載されている事項に変更があったときに、記載内容を修正する機能 3 住民基本台帳の消除処理 転出、死亡、出国、職権等により住民基本台帳から住民に関する記載を消除(住民票を除票)する機能 4 住民基本台帳の照会 住民基本台帳から該当する住民に関する記載(住民票)を照会する機能 5 帳票の発行機能 住民票の写し、住民票記載事項証明書、転出証明書、住民票コード通知書等の各種帳票を発行する機能 6 住民基本台帳の統計機能 異動集計表や、人口統計用の集計表を作成する機能 7 住民基本台帳ネットワークシステムとの連携機能 機構、北海道、他自治体と住民基本台帳ネットワークシステムを通じ連携する機能 8 法務省への通知事項の作成機能 外国人住民票の記載等に応じて、市町村通知の作成を行う機能 9 戸籍システムへの連携 住民票の記載等に応じ、戸籍システムへ附票情報等を連携する機能 								
③他のシステムとの接続	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%; border: none;">[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td style="border: none;">[<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等</td> <td style="border: none;">[<input type="checkbox"/>] 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border: none;">[<input type="checkbox"/>] その他 (コンビニ交付システム)</td> </tr> </table>	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム	[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム	[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等	[<input type="checkbox"/>] 税務システム	[<input type="checkbox"/>] その他 (コンビニ交付システム)	
[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム								
[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム								
[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等	[<input type="checkbox"/>] 税務システム								
[<input type="checkbox"/>] その他 (コンビニ交付システム)									

システム2

①システムの名称	<p>住民基本台帳ネットワークシステム</p> <p>※後述の「3. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村コミュニケーション・サーバー(以下「市町村CS」という。)において管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムのうちの市町村CS部分について記載する。</p>
----------	--

②システムの機能	<p>1 本人確認情報の送信 既存住基システムにおいて住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合に、当該情報を元に市町村CSの本人確認情報を更新し、都道府県サーバーへ更新情報を送信する。</p> <p>2 本人確認 特例転入処理や住民票の写しの広域交付などを行う際、窓口における本人確認のため、提示された個人番号カード等を元に住民基本台帳ネットワークシステムが保有する本人確認情報に照会を行い、確認結果を画面上に表示する。</p> <p>3 個人番号カードを利用した転入(特例転入) 転入の届出を受け付けた際に、あわせて個人番号カードが提示された場合、当該個人番号カードを用いて転入処理を行う。</p> <p>4 本人確認情報検索 統合端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</p> <p>5 機構への情報照会 全国サーバーに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。</p> <p>6 本人確認情報整合 本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事が都道府県サーバーにおいて保有している都道府県サーバー保存本人確認情報ファイル及び機構が全国サーバーにおいて保有している機構保存本人確認情報ファイルと整合することを確認するため、都道府県サーバー及び全国サーバーに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。</p> <p>7 送付先情報通知 個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(個人番号通知書、交付申請書等)を送付するため、既存住基システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。</p> <p>8 個人番号カード管理システムとの情報連携 機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付、廃止、回収又は一時停止解除に係る情報や個人番号カードの返還情報等を連携する。</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td>[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[○] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[] 宛名システム等</td> <td>[] 税務システム</td> </tr> <tr> <td>[] その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[○] 既存住民基本台帳システム	[] 宛名システム等	[] 税務システム	[] その他 ()
[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[○] 既存住民基本台帳システム								
[] 宛名システム等	[] 税務システム								
[] その他 ()								
システム3									
①システムの名称	番号連携サーバー								
②システムの機能	<p>1 宛名管理機能 既存住基システムより宛名の異動データを取り込み、個人番号にて同一人判定を行い、団体内統合宛名番号を採番し管理する。</p> <p>2 情報提供機能 各業務システムより異動データを取り込み、中間サーバーに連携する。</p> <p>3 情報照会機能 各業務の宛名番号で対象者を検索し、他機関への情報提供を依頼し、結果をオンライン画面にて表示する。</p> <p>4 符号要求機能 処理通番を要求及び受信し、符号要求データを住民基本台帳ネットワークシステムへ送信する。</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td>[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[○] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[○] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[○] 宛名システム等</td> <td>[] 税務システム</td> </tr> <tr> <td>[○] その他 (中間サーバー</td> <td>)</td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[○] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[○] 既存住民基本台帳システム	[○] 宛名システム等	[] 税務システム	[○] その他 (中間サーバー)
[] 情報提供ネットワークシステム	[○] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[○] 既存住民基本台帳システム								
[○] 宛名システム等	[] 税務システム								
[○] その他 (中間サーバー)								

システム4	
①システムの名称	住基ゲートウェイサーバー
②システムの機能	1 既存住基連携 既存住基システムと住基ゲートウェイサーバー間における共有フォルダによるファイル受け渡しを行う。 2 市町村CS連携 異動事由に沿った通知情報を作成し、市町村CSへの送信制御を行うとともに、市町村CSから受け取った通知情報を既存住基システムへ連携する。 ①本人確認情報送信 ②転出証明書情報送受信 ③転入通知情報送受信 ④空き番号要求送信／結果受信 ⑤戸籍附票記載事項通知送受信 ⑥広域証明書情報編集 ⑦法務省通知(外国人の市町村向け) 3 住民基本台帳カード発行状況通知受信 市町村CSから受け付けた住基カード発行情報を住基ゲートウェイサーバー内に保持し、既存住基システム向け情報を生成後、連携する。 4 送付先情報連携 既存住基システムから連携される送付先情報ファイルを市町村CSへ連携する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [○] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()
システム5	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	1 符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 2 情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 3 情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。 4 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、番号連携サーバー及び既存住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。 5 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 6 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。 7 データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。 8 セキュリティ管理機能 暗号化／復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リスト情報を管理する。 9 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 10 システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。

③他のシステムとの接続	<input type="radio"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム
	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム
	<input type="radio"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム
	<input type="checkbox"/> その他 ()	

システム6

①システムの名称	コンビニ交付システム	
②システムの機能	1 証明書情報連携機能 既存住基システム、戸籍システムから証明書情報を連携する 2 証明書発行機能 コンビニエンスストア等に設置されているキオスク端末で証明書自動交付を行う 3 利用者カード認証機能 キオスク端末で証明書を発行する際に利用する個人番号カードの利用者証明用電子証明書を認証する	
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (戸籍システム、広域交付サーバー)	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 税務システム

3. 特定個人情報ファイル名

- (1)住民基本台帳ファイル
- (2)本人確認情報ファイル
- (3)送付先情報ファイル

4. 個人番号の利用 ※

法令上の根拠	1 番号法(平成25年5月31日法律第27号) ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) 2 住基法(昭和42年7月25日法律第81号)(平成25年5月31日法律第28号施行時点) ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10 (通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12 (通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)
--------	--

5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※

①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/>	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
--------	--	---------------------------------------

<p>②法令上の根拠</p>	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) ・なし (本事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)</p>
<p>6. 評価実施機関における担当部署</p>	
<p>①部署</p>	<p>帯広市総務部戸籍住民課</p>
<p>②所属長の役職名</p>	<p>戸籍住民課長</p>
<p>7. 他の評価実施機関</p>	
<p>—</p>	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(1) 住民基本台帳ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	区域内の住民(住基法第5条に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録された者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者(以下「消除者」という。)を含む。
その必要性	法令に基づき住民基本台帳を作成し、必要に応じて住民票に記載、消除又は修正すべきとされている。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (戸籍に関する情報、外国籍住民に関する情報)
その妥当性	住基法第7条において住民票に記載すべきものとなっている。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年6月1日
⑥事務担当部署	戸籍住民課、川西支所、大正支所、戸籍住民課分室(帯広の森、西帯広、緑西、啓北、東、南、鉄南、森の里)

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)	
③使用目的 ※	住民基本台帳の整備、証明書等への記載、住民サービスの基礎情報とする。	
④使用の主体	使用部署	戸籍住民課、川西支所、大正支所、戸籍住民課分室(帯広の森、西帯広、緑西、啓北、東、南、鉄南、森の里)
	使用者数	<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	<ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳へ記載することで、本人からの希望および使用目的に応じて住民票の写しに記載する。 ・機構、道、他市町村間での通知に使用する。 ・個人番号の管理を行う。 	
	情報の突合	本人確認情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データと本人確認情報ファイルを住民票コードをもとに突合する。個人番号カードを用いて本人確認を行う際に、提示を受けた個人番号カードと本人確認ファイルを住民票コードをもとに突合する。
⑥使用開始日	平成27年6月1日	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1	既存住基システム等の保守・運用	
①委託内容	既存住基システム等の保守作業、帳票印刷等のシステム運用作業、作業指示に基づくデータ抽出等	
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社ズコーシャ	

再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先及び再委託先から下記資料の提出を受け、承諾を判断している。 また、再委託を承諾する条件として、再委託先の管理・監督業務を行うことを条件に、許諾している。 <委託先> ・再委託対象業務、再委託先名称、再委託期間等を含む再委託の承認依頼 <再委託先> ・従事者一覧 ・代表者を含む情報資産に関する誓約書
	⑥再委託事項	既存住基システム等の保守作業、作業指示に基づくデータ抽出等
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無	[○] 提供を行っている (57) 件 [○] 移転を行っている (31) 件 [] 行っていない	
提供先1	番号法第19条第7号及び別表第二に定める情報照会者(別紙1を参照)	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二	
②提供先における用途	番号法第19条第7号及び別表第二で規定された事務(別紙1を参照)	
③提供する情報	住基法第7条第4号に規定する情報(以下「住民票関係情報」という。)	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。	
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()	
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて情報照会があった都度	

提供先2～5	
提供先2	帯広市教育委員会
①法令上の根拠	住民基本台帳法第1条
②提供先における用途	・学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務 ・独立行政法人日本スポーツ振興センター法による災害共済給付の支給に関する事務
③提供する情報	住所、氏名、生年月日、性別、世帯情報等
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (番号連携サーバー、宛名管理システム)
⑦時期・頻度	番号連携サーバー等を通じて情報照会があった都度
提供先3	帯広市農業委員会
①法令上の根拠	住民基本台帳法第1条
②提供先における用途	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収等に関する事務
③提供する情報	住所、氏名、生年月日、性別、世帯情報等
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (番号連携サーバー、宛名管理システム)
⑦時期・頻度	番号連携サーバー等を通じて情報照会があった都度
移転先1	番号法第9条第1項別表第一に定める事務で個人番号を利用する庁内部課(別紙2を参照)
①法令上の根拠	住民基本台帳法第1条
②移転先における用途	番号法第9条第1項別表第一に定める事務(別紙2を参照)
③移転する情報	氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>

⑤ 移転する情報の対象となる 本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。
⑥ 移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 市内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦ 時期・頻度	住民基本台帳に記載されたとき
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<p><帯広市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託先のサーバー室においてデータ保管している。サーバー室への入室は委託先職員の生体認証かつIDカードによって入室可能となっている。 ・サーバーへのアクセスにはID、パスワードの認証が必要。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報はサーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存する。
7. 備考	
—	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(2) 本人確認情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	区域内の住民(住基法第5条に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す。消除者を含む。)
その必要性	住民基本台帳ネットワークシステムを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル)において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する必要がある。
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 住民基本台帳ネットワークシステムを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報(個人番号、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要があるため。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年6月1日
⑥事務担当部署	帯広市総務部戸籍住民課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input checked="" type="checkbox"/> その他 (自部署)	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (既存住基システム)	
③使用目的 ※	住民基本台帳ネットワークシステムを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル)において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する。	
④使用の主体	使用部署	帯広市総務部戸籍住民課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		<ul style="list-style-type: none"> ・住民票の記載事項の変更又は新規作成が生じた場合、既存住基システムから当該本人確認情報の更新情報を受領し(既存住基システム→住基ゲートウェイサーバー→市町村CS)、受領した情報を元に本人確認情報ファイルを更新し、当該本人確認情報の更新情報を都道府県知事に通知する(市町村CS→都道府県サーバー)。 ・住民から提示された個人番号カードに登録された住民票コードをキーとして本人確認情報ファイルを検索し、画面に表示された本人確認情報と申請、届出書等の記載内容を照し確認することで本人確認を行う(個人番号カード→市町村CS)。 ・4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。 ・本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事保存本人確認情報ファイル(都道府県サーバー)及び機構保存本人確認情報ファイル(全国サーバー)と整合することを確認するため、都道府県サーバー及び全国サーバーに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。(市町村CS→都道府県サーバー/全国サーバー)。
	情報の突合	<ul style="list-style-type: none"> ・本人確認情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データと本人確認情報ファイルを住民票コードをもとに突合する。 ・個人番号カードを用いて本人確認を行う際に、提示を受けた個人番号カードと本人確認ファイルを住民票コードをもとに突合する。
⑥使用開始日	平成27年6月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1	市町村CSの保守・運用	
①委託内容	市町村CSの保守作業、帳票印刷等のシステム運用作業、作業指示に基づくデータ抽出等	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社ズコーシャ	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無	[<input type="radio"/>] 提供を行っている (2) 件 [] 移転を行っている () 件 [] 行っていない	
提供先1	都道府県	
①法令上の根拠	住基法第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)	
②提供先における用途	・市町村より受領した住民の本人確認情報の変更情報(当該提供情報)をもとに都道府県知事保存本人確認情報ファイルの当該住民にかかる情報を更新し、機構に通知する。 ・住基法に基づいて、本人確認情報の提供及び利用等を行う。	
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="radio"/>] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)	
⑦時期・頻度	住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報にかかる変更または新規作成が発生した都度、随時。	
提供先2～5		
提供先2	都道府県及び地方公共団体情報システム機構	
①法令上の根拠	住基法第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)	
②提供先における用途	住民基本台帳の正確な記録を確保するために、本人確認情報ファイルの記載内容(当該提供情報)と都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構保存本人確認情報ファイルの記載内容が整合することを確認する。	
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日	

④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <div style="float: right; font-size: small;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>								
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。								
⑥提供方法	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%; border: none;">[] 専用線</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[] 電子メール</td> <td style="border: none;">[] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[] フラッシュメモリ</td> <td style="border: none;">[] 紙</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border: none;">[<input checked="" type="radio"/>] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)</td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 専用線	[] 電子メール	[] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	[] フラッシュメモリ	[] 紙	[<input checked="" type="radio"/>] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)	
[] 情報提供ネットワークシステム	[] 専用線								
[] 電子メール	[] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)								
[] フラッシュメモリ	[] 紙								
[<input checked="" type="radio"/>] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)									
⑦時期・頻度	必要に応じて随時。(1年に1回程度)								
6. 特定個人情報の保管・消去									
保管場所 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・委託先のサーバー室においてデータ保管している。サーバー室への入室は委託先職員の生体認証かつIDカードによって入室可能となっている。 ・サーバーへのアクセスにはID、パスワードの認証が必要。 								
7. 備考									
—									

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(3)送付先情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	区域内の住民(住基法第5条に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す)
その必要性	番号法第7条第1項(指定及び通知)及び個人番号カード省令第7条(個人番号の通知)に基づき、個人番号通知書を個人番号の付番対象者全員に送付する必要がある。また、通知カード所持者にあつては、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされている。市町村は、個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報)
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある。 ・その他(個人番号通知書及び個人番号カード交付申請書の送付先の情報) 機構に対し、個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づき個人番号通知書及び個人番号カード交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び個人番号カード交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月5日
⑥事務担当部署	帯広市総務部戸籍住民課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input checked="" type="checkbox"/> その他 (自部署)	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [<input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input type="checkbox"/> 専用線 [<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (既存住基システム)	
③使用目的 ※	個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受けて個人番号通知書及び個人番号カード交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供する。	
④使用の主体	使用部署	帯広市総務部戸籍住民課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 [<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		・既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づいて委任する機構に対し提供する(既存住基システム→住基ゲートウェイサーバー→市町村CSまたは電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。
	情報の突合	入手した送付先情報に含まれる4情報等の変更の有無を確認する(最新の4情報等であることを確認するため、機構(全国サーバー)が保有する「機構保存本人確認情報」との情報の突合を行う。
⑥使用開始日	平成27年10月5日	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する [<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない () 1) 件	
委託事項1	市町村CSの保守・運用	
①委託内容	市町村CSの保守作業、帳票印刷等のシステム運用作業、作業指示に基づくデータ抽出等	
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 [<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社ズコーシャ	
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託しない [<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている (1) 件 [] 移転を行っている () 件 [] 行っていない
提供先1	地方公共団体情報システム機構
①法令上の根拠	個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)
②提供先における用途	市町村から個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受け、個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。
③提供する情報	「2. ④記録される項目」と同上。
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
⑦時期・頻度	使用開始日から通知カード送付までの一定の期間に、番号法施行日時点における住民の送付先情報をまとめて提供する(以降、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する。)
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	・委託先のサーバー室においてデータ保管している。サーバー室への入室は委託先職員の生体認証かつIDカードによって入室可能となっている。 ・サーバーへのアクセスにはID、パスワードの認証が必要。
7. 備考	
—	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 住民基本台帳ファイル 1

No.	基本情報				
1	利用団体コード	43	未届転入前住所方書①	86	世帯主名
2	住民コード	44	未届転入前住所郵便番号①	87	自治会コード
3	異動 SEQ	45	未届転入前住所世帯主名①	88	小学校区コード
4	改製 SEQ	46	未届転入前住所コード②	89	中学校区コード
5	住民票コード	47	未届転入前住所②	90	投票区コード
6	増異動日	48	未届転入前住所方書②	91	世帯内ソートキー
7	増連携区分	49	未届転入前住所郵便番号②	92	世帯オプション 1
8	増事由コード	50	未届転入前住所世帯主名②	93	世帯オプション 2
9	増届出日	51	未届転入前住所コード③	94	世帯オプション 3
10	減異動日	52	未届転入前住所③	95	世帯オプション 4
11	減連携区分	53	未届転入前住所方書③	96	世帯オプション 5
12	減事由コード	54	未届転入前住所郵便番号③	97	世帯オプション 6
13	減届出日	55	未届転入前住所世帯主名③	98	世帯オプション 7
14	最新異動日	56	転出先住所コード	99	世帯オプション 8
15	最新連携区分	57	転出先住所	100	世帯オプション 9
16	最新異動事由コード	58	転出先住所方書	101	保護者コード
17	最新一全区分	59	転出先郵便番号	102	保護者との続柄
18	最新異動届出日	60	転出先世帯主名	103	配給
19	カナ氏名	61	大字コード	104	し尿
20	氏名	62	本番	105	塵芥
21	性別	63	枝番	106	被保佐人区分
22	住民区分	64	小枝番	107	成人被後見人区分
23	生年月日元号	65	小小枝番	108	破産人区分
24	生年月日	66	マンションコード	109	再転入区分
25	死亡日元号	67	棟コード	110	オプション 1
26	死亡日	68	部屋コード	111	オプション 2
27	続柄	69	住定日	112	オプション 3
28	住民となった異動日	70	住定連携区分	113	オプション 4
29	住民となった届出日	71	住定事由コード	114	オプション 5
30	改製日	72	住定届出日	115	オプション 6
31	本籍地コード	73	住所	116	オプション 7
32	本籍地	74	方書	117	オプション 8
33	本籍地郵便番号	75	郵便番号	118	オプション 9
34	筆頭者カナ	76	通称現住所コード	119	備考非表示フラグ
35	筆頭者	77	通称本番	120	備考記載日
36	転入前住所コード	78	通称枝番	121	備考
37	転入前住所	79	通称小枝番	122	氏名履歴数
38	転入前住所方書	80	通称小小枝番	123	氏名異動日
39	転入前住所郵便番号	81	通称住所	124	氏名届出日
40	転入前住所世帯主名	82	通称方書	125	性別履歴数
41	未届転入前住所コード①	83	管理コード	126	性別異動日
42	未届転入前住所①	84	世帯コード	127	性別届出日
		85	世帯主カナ	128	生年月日履歴数
				129	生年月日異動日
				130	生年月日届出日
				131	続柄履歴数
				132	続柄異動日
				133	続柄届出日
				134	住民日履歴数
				135	住民日異動日
				136	住民日届出日
				137	本籍履歴数
				138	本籍異動日
				139	本籍届出日
				140	筆頭者履歴数
				141	筆頭者異動日
				142	筆頭者届出日
				143	従前住所履歴数
				144	従前住所異動日
				145	従前住所届出日
				146	削除履歴数
				147	削除異動日
				148	削除届出日
				149	世帯主履歴数
				150	世帯主異動日
				151	世帯主届出日
				152	備考文履歴数
				153	備考文異動日
				154	備考文届出日
				155	住民票コード履歴数
				156	住民票コード異動日
				157	住民票コード届出日
				158	住所履歴数
				159	住所異動日
				160	住所届出日
				161	履歴数1
				162	履歴異動日1
				163	履歴届出日1
				164	履歴数2
				165	履歴異動日2
				166	履歴届出日2
				167	更新職員番号
				168	更新処理日
				169	更新処理時刻

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 住民基本台帳ファイル 2

No.	外国人固有情報
1	利用団体コード
2	住民コード
3	異動 SEQ
4	通称名カナ
5	通称名
6	国籍等
7	外国人住民となった異動日
8	外国人住民となった届出日
9	30条45規定区分
10	在留資格
11	在留期間等
12	在留期間の満了の日
13	在留カード等の番号
14	住居地の届出区分
15	住居地の届出日
16	異動事由コード1
17	異動事由コード2
18	異動事由コード3
19	法務省通知特定キー
20	国籍等履歴数
21	国籍等異動日
22	国籍等届出日
23	外国人住民日履歴数
24	外国人住民日異動日
25	外国人住民日届出日
26	30条45規定区分履歴数
27	30条45規定区分異動日
28	30条45規定区分届出日
29	在留資格履歴数
30	在留資格異動日
31	在留資格届出日
32	在留期間等履歴数
33	在留期間等異動日
34	在留期間等届出日
35	在留期間の満了の日履歴数
36	在留期間の満了の日異動日
37	在留期間の満了の日届出日
38	在留カード等の番号履歴数
39	在留カード等の番号異動日
40	在留カード等の番号届出日
41	更新職員番号

42	更新処理日
43	更新処理時刻

No.	通称過去履歴
1	利用団体コード
2	住民コード
3	連番
4	表示順
5	通称名カナ
6	通称名
7	記載日
8	記載住所コード
9	記載住所地
10	削除日
11	削除住所コード
12	削除住所地
13	備考
14	更新職員番号
15	更新処理日
16	更新処理時刻

No.	通称履歴
1	利用団体コード
2	住民コード
3	改製 SEQ
4	連番
5	表示順
6	通称名カナ
7	通称名
8	記載日
9	記載住所コード
10	記載住所地
11	削除日
12	削除住所コード
13	削除住所地
14	備考
15	更新職員番号
16	更新処理日
17	更新処理時刻

No.	個人番号情報
1	利用団体コード
2	住民コード

3	異動 SEQ
4	個人番号
5	個人番号履歴数
6	個人番号異動日
7	個人番号届出日
8	更新職員番号
9	更新処理日
10	更新処理時刻

No.	住民票コード空番号管理
1	利用団体コード
2	住民票コード
3	使用区分
4	連携区分
5	異動事由
6	一全区分
7	異動日
8	付番順序
9	予備
10	更新職員番号
11	更新処理日
12	更新処理時刻

No.	住基ネット発番管理
1	利用団体コード
2	番号区分
3	処理日
4	番号
5	予備

No.	異動累積情報
1	利用団体コード
2	処理状況
3	発生日
4	発生時刻
5	処理番号(本番)
6	処理番号(枝番)
7	データ内容
8	データ区分
9	予備1

No.	転出証明情報
1	利用団体コード

2	市町村コード
3	処理状況
4	発生日
5	連番(本番)
6	連番(枝番)
7	データ内容
8	予備1

No.	転出確定通知
1	利用団体コード
2	市町村コード
3	処理状況
4	発生日
5	連番(本番)
6	連番(枝番)
7	データ内容
8	予備1

No.	異動受付
1	利用団体コード
2	業務コード
3	受付番号
4	受付枝番号
5	受付区分
6	職員番号
7	最新連携区分
8	異動事由
9	一全区分
10	受付日
11	受付時刻
12	異動日
13	届出日
14	更新職員番号
15	更新処理日
16	更新処理時刻

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 住民基本台帳ファイル 3

No.	申請者情報	13	新部屋コード	53	新し尿	93	世帯オプション 6
1	利用団体コード	14	新住所	54	新塵芥	94	世帯オプション 7
2	業務コード	15	新住所方書	55	旧世帯コード	95	世帯オプション 8
3	受付番号	16	新住所郵便番号	56	旧世帯主力ナ	96	世帯オプション 9
4	受付枝番号	17	新通称現住所コード	57	旧世帯主名	97	更新職員番号
5	申請者住民コード	18	新通称本番	58	旧自治会コード	98	更新処理日
6	申請者住民票コード	19	新通称枝番	59	旧小学校区コード	99	更新処理時刻
7	申請者氏名	20	新通称小枝番	60	旧中学校区コード		
8	本人区分	21	新通称小小枝番	61	旧投票区コード		
9	関係	22	新通称住所	62	旧配給		
10	申請者住所	23	新通称方書	63	旧し尿		
11	申請者方書	24	新管理コード	64	旧塵芥		
12	申請者市外局番	25	旧住所コード	65	未届転入前住所コード①		
13	申請者局番	26	旧大字コード	66	未届転入前住所①		
14	申請者番号	27	旧本番	67	未届転入前住所方書①		
15	申請内線	28	旧枝番	68	未届転入前住所郵便番号①		
16	申請判定	29	旧小枝番	69	未届転入前住所世帯主名①		
17	申請備考	30	旧小小枝番	70	未届転入前住所コード②		
18	申請オプション 1	31	旧マンションコード	71	未届転入前住所②		
19	申請オプション 2	32	旧棟コード	72	未届転入前住所方書②		
20	申請オプション 3	33	旧部屋コード	73	未届転入前住所郵便番号②		
21	申請オプション 4	34	旧住所	74	未届転入前住所世帯主名②		
22	申請オプション 5	35	旧住所方書	75	未届転入前住所コード③		
23	申請オプション 6	36	旧住所郵便番号	76	未届転入前住所③		
24	更新職員番号	37	旧通称現住所コード	77	未届転入前住所方書③		
25	更新処理日	38	旧通称本番	78	未届転入前住所郵便番号③		
26	更新処理時刻	39	旧通称枝番	79	未届転入前住所世帯主名③		
		40	旧通称小枝番	80	配給		
		41	旧通称小小枝番	81	し尿		
		42	旧通称住所	82	塵芥		
		43	旧通称方書	83	市外局番		
		44	旧管理コード	84	局番		
		45	新世帯コード	85	番号		
		46	新世帯主力ナ	86	内線		
		47	新世帯主名	87	電話備考		
		48	新自治会コード	88	世帯オプション 1		
		49	新小学校区コード	89	世帯オプション 2		
		50	新中学校区コード	90	世帯オプション 3		
		51	新投票区コード	91	世帯オプション 4		
		52	新配給	92	世帯オプション 5		
No.	受付世帯情報						
1	利用団体コード						
2	業務コード						
3	受付番号						
4	受付枝番号						
5	新住所コード						
6	新大字コード						
7	新本番						
8	新枝番						
9	新小枝番						
10	新小小枝番						
11	新マンションコード						
12	新棟コード						

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 住民基本台帳ファイル 4

No.	受付個人情報(1/2)
1	利用団体コード
2	業務コード
3	受付番号
4	受付枝番号
5	個人受付連番
6	住民コード
7	異動SEQ
8	改製SEQ
9	増異動日
10	増連携区分
11	増事由コード
12	増届出日
13	減異動日
14	減連携区分
15	減事由コード
16	減届出日
17	最新異動日
18	最新連携区分
19	最新異動事由コード
20	最新一全区分
21	最新異動届出日
22	異動日
23	連携区分
24	異動事由コード
25	一全区分
26	異動届出日
27	改製フラグ
28	後_住民票コード
29	後_カナ氏名
30	後_氏名
31	後_性別
32	後_住民区分
33	後_生年月日元号
34	後_生年月日
35	後_死亡日元号
36	後_死亡日
37	後_続柄
38	後_住民となった異動日
39	後_住民となった届出日
40	後_改製日
41	後_本籍地コード
42	後_本籍地
43	後_本籍地郵便番号
44	後_筆頭者カナ
45	後_筆頭者

46	後_住定日
47	後_住定連携区分
48	後_住定事由コード
49	後_住定届出日
50	後_世帯内ノートキー
51	後_保護者番号
52	後_保護者コード
53	後_保護者との続柄
54	後_被保佐人区分
55	後_成人被後見人区分
56	後_破産人区分
57	後_再転入区分
58	後_オプション1
59	後_オプション2
60	後_オプション3
61	後_オプション4
62	後_オプション5
63	後_オプション6
64	後_オプション7
65	後_オプション8
66	後_オプション9
67	後_備考記載日
68	後_備考非表示フラグ
69	後_備考
70	後_国保資格
71	後_国保加入区分
72	後_国保退職区分
73	後_退職番号
74	後_国保退職本人
75	後_一般続柄
76	後_退職続柄
77	後_国保記号番号
78	後_児童手当
79	後_受給者番号
80	後_受給者住民コード
81	後_学齢
82	後_介護区分
83	後_被保険者番号
84	後_年金区分
85	後_基礎年金番号
86	後_乳幼児
87	後_障害
88	後_ひとり親
89	後_世帯主力ナ
90	後_世帯主名
91	後_住所

92	後_方書
93	後_郵便番号
94	後_自治会
95	後_発行停止日1
96	後_発行停止区分1
97	後_発行停止職員番号1
98	後_発行停止日2
99	後_発行停止区分2
100	後_発行停止職員番号2
101	後_発行停止日3
102	後_発行停止区分3
103	後_発行停止職員番号3
104	後_発行停止日4
105	後_発行停止区分4
106	後_発行停止職員番号4
107	後_発行停止日5
108	後_発行停止区分5
109	後_発行停止職員番号5
110	後_発行停止日6
111	後_発行停止区分6
112	後_発行停止職員番号6
113	後_発行停止日7
114	後_発行停止区分7
115	後_発行停止職員番号7
116	後_発行停止日8
117	後_発行停止区分8
118	後_発行停止職員番号8
119	後_発行停止日9
120	後_発行停止区分9
121	後_発行停止職員番号9
122	後_発行停止日10
123	後_発行停止区分10
124	後_発行停止職員番号10
125	後_履歴SEQ
126	後_印鑑コードA
127	後_印鑑コードB
128	後_印影SEQ
129	後_異動業務区分
130	後_異動事由コード
131	後_異動日
132	後_届出日
133	後_登録日
134	後_廃止日
135	後_照会日
136	後_回答日
137	後_印影登録日

138	後_証明発行フラグ
139	後_登録状態コード
140	後_印影登録フラグ
141	後_印材コード
142	後_身元確認方法コード
143	後_身元確認住民コード
144	後_停止理由コード
145	後_抹消理由コード
146	後_備考履歴SEQ
147	後_刻印種類コード
148	後_刻印文字
149	後_オプション01
150	後_オプション02
151	後_オプション03
152	後_オプション04
153	後_オプション05
154	後_オプション06
155	後_オプション07
156	後_オプション08
157	後_オプション09
158	後_期限
159	後_備考
160	前_住民票コード
161	前_カナ氏名
162	前_氏名
163	前_性別
164	前_住民区分
165	前_生年月日元号
166	前_生年月日
167	前_死亡日元号

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 住民基本台帳ファイル 5

No.	受付個人情報(2/2)	207	前__一般続柄	247	前__発行停止職員番号7	287	前__オプション07
168	前__死亡日	208	前__退職続柄	248	前__発行停止日8	288	前__オプション08
169	前__続柄	209	前__国保記号番号	249	前__発行停止区分8	289	前__オプション09
170	前__住民となった異動日	210	前__児童手当	250	前__発行停止職員番号8	290	前__期限
171	前__住民となった届出日	211	前__受給者番号	251	前__発行停止日9	291	前__備考
172	前__改製日	212	前__受給者住民コード	252	前__発行停止区分9	292	更新職員番号
173	前__本籍地コード	213	前__学齢	253	前__発行停止職員番号9	293	更新処理日
174	前__本籍地	214	前__介護区分	254	前__発行停止日10	294	更新処理時刻
175	前__本籍地郵便番号	215	前__被保険者番号	255	前__発行停止区分10		
176	前__筆頭者カナ	216	前__年金区分	256	前__発行停止職員番号10		
177	前__筆頭者	217	前__基礎年金番号	257	前__履歴SEQ		
178	前__住定日	218	前__乳幼児	258	前__印鑑コードA		
179	前__住定連携区分	219	前__障害	259	前__印鑑コードB		
180	前__住定事由コード	220	前__ひとり親	260	前__印影SEQ		
181	前__住定届出日	221	前__世帯主カナ	261	前__異動業務区分		
182	前__世帯内ノートキー	222	前__世帯主名	262	前__異動事由コード		
183	前__保護者番号	223	前__住所	263	前__異動日		
184	前__保護者コード	224	前__方書	264	前__届出日		
185	前__保護者との続柄	225	前__郵便番号	265	前__登録日		
186	前__被保佐人区分	226	前__自治会	266	前__廃止日		
187	前__成人被後見人区分	227	前__発行停止日1	267	前__照会日		
188	前__破産人区分	228	前__発行停止区分1	268	前__回答日		
189	前__再転入区分	229	前__発行停止職員番号1	269	前__印影登録日		
190	前__オプション1	230	前__発行停止日2	270	前__証明発行フラグ		
191	前__オプション2	231	前__発行停止区分2	271	前__登録状態コード		
192	前__オプション3	232	前__発行停止職員番号2	272	前__印影登録フラグ		
193	前__オプション4	233	前__発行停止日3	273	前__印材コード		
194	前__オプション5	234	前__発行停止区分3	274	前__身元確認方法コード		
195	前__オプション6	235	前__発行停止職員番号3	275	前__身元確認住民コード		
196	前__オプション7	236	前__発行停止日4	276	前__停止理由コード		
197	前__オプション8	237	前__発行停止区分4	277	前__抹消理由コード		
198	前__オプション9	238	前__発行停止職員番号4	278	前__備考履歴SEQ		
199	前__備考記載日	239	前__発行停止日5	279	前__刻印種類コード		
200	前__備考非表示フラグ	240	前__発行停止区分5	280	前__刻印文字		
201	前__備考	241	前__発行停止職員番号5	281	前__オプション01		
202	前__国保資格	242	前__発行停止日6	282	前__オプション02		
203	前__国保区分	243	前__発行停止区分6	283	前__オプション03		
204	前__国保退職区分	244	前__発行停止職員番号6	284	前__オプション04		
205	前__退職番号	245	前__発行停止日7	285	前__オプション05		
206	前__国保退職本人	246	前__発行停止区分7	286	前__オプション06		

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 住民基本台帳ファイル 6

No.	受付外国人個人情報
1	利用団体コード
2	業務コード
3	受付番号
4	受付枝番号
5	個人受付連番
6	後 通称名カナ
7	後 通称名
8	後 国籍等
9	後 外国人住民となった異動日
10	後 外国人住民となった届出日
11	後 30条45規定区分
12	後 在留資格
13	後 在留期間等
14	後 在留期間の満了の日
15	後 在留カード等の番号
16	後 住居地の届出区分
17	後 住居地の届出日
18	後 異動事由コード1
19	後 異動事由コード2
20	後 異動事由コード3
21	後 法務省通知特定キー
22	前 通称名カナ
23	前 通称名
24	前 国籍等
25	前 外国人住民となった異動日
26	前 外国人住民となった届出日
27	前 30条45規定区分
28	前 在留資格
29	前 在留期間等
30	前 在留期間の満了の日
31	前 在留カード等の番号
32	前 住居地の届出区分
33	前 住居地の届出日
34	前 異動事由コード1
35	前 異動事由コード2
36	前 異動事由コード3
37	前 法務省通知特定キー

38	処理状況
39	更新職員番号
40	更新処理日
41	更新処理時刻

No.	異動受付詳細
1	利用団体コード
2	業務コード
3	受付番号
4	受付枝番号
5	異動事由詳細
6	異動事由詳細事項
7	発生日
8	処理番号(本番)

No.	受付個人番号情報
1	利用団体コード
2	業務コード
3	受付番号
4	受付枝番号
5	個人受付連番
6	後 個人番号
7	前 個人番号
8	更新職員番号
9	更新処理日
10	更新処理時刻

No.	個人番号要求
1	利用団体コード
2	発生日
3	発生時刻
4	テーブル識別子
5	処理番号
6	住民票コード
7	前 個人番号
8	処理結果コード
9	後 個人番号
10	処理状況
11	受付番号
12	受付枝番号
13	個人受付連番
14	住民コード
15	異動日

16	異動事由コード
17	一全区分
18	異動届出日
19	処理番号(本番)
20	処理番号(枝番)

No.	広域交付発行停止
1	利用団体コード
2	住民コード
3	発行停止日1
4	発行停止区分1
5	発行停止職員番号1
6	発行停止日2
7	発行停止区分2
8	発行停止職員番号2
9	発行停止日3
10	発行停止区分3
11	発行停止職員番号3
12	発行停止日4
13	発行停止区分4
14	発行停止職員番号4
15	発行停止日5
16	発行停止区分5
17	発行停止職員番号5
18	発行停止日6
19	発行停止区分6
20	発行停止職員番号6
21	発行停止日7
22	発行停止区分7
23	発行停止職員番号7
24	発行停止日8
25	発行停止区分8
26	発行停止職員番号8
27	発行停止日9
28	発行停止区分9
29	発行停止職員番号9
30	発行停止日10
31	発行停止区分10
32	発行停止職員番号10
33	更新職員番号
34	更新処理日
35	更新処理時刻

No.	法務省通知ファイル
1	利用団体コード
2	ファイル ID
3	作成データ対象日付
4	作成データ対象時刻
5	格納通知件数
6	ファイル名
7	保存日
8	保存時刻
9	処理状況
10	削除フラグ
11	取込日
12	取込時刻
13	更新職員番号
14	更新処理日
15	更新処理時刻

No.	法務省通知管理
1	利用団体コード
2	ファイル ID
3	通番
4	異動事実コード
5	異動事由数
6	事由発生年月日
7	全国地方公共団体コード
8	住居地
9	備考(タイムスタンプ)
10	備考(その他)
11	処理状況
12	削除フラグ
13	住民コード
14	更新職員番号
15	更新処理日
16	更新処理時刻

No.	法務省通知異動事由
1	利用団体コード
2	ファイル ID
3	通番
4	異動事由連番
5	異動事由コード

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 住民基本台帳ファイル 7

No.	法務省通知内容
1	利用団体コード
2	ファイルID
3	通番
4	情報区分
5	氏名分類コード
6	氏名(アルファベット)
7	氏名(漢字)
8	出生の年月日
9	男女コード
10	国籍等コード
11	在留資格期間コード
12	在留期間の満了の日
13	中長期在留者である旨等のコード
14	在留カード等の番号

No.	異動受付内容テーブル
1	利用団体コード
2	住民コード
3	区分
4	世帯コード
5	内容
6	端末ID
7	職員名
8	登録日
9	有効期限
10	更新職員番号
11	更新処理年月日
12	更新処理時刻

No.	住基カード情報管理
1	利用団体コード
2	住民コード
3	異動SEQ
4	住民票コード
5	カード運用状況
6	カード有効期限
7	カード回収日
8	表面記載バージョン
9	カード種別
10	カード番号

11	異動理由
12	異動年月日
13	届出年月日
14	処理区分
15	オプション1
16	オプション2
17	更新職員番号
18	更新処理年月日
19	更新処理時刻

No.	個人番号カード情報管理
1	利用団体コード
2	住民コード
3	カード種別
4	業務コード
5	異動SEQ
6	異動日
7	更新区分
8	有効期限
9	回収日付
10	印刷区分
11	送付元
12	送付場所
13	交付場所
14	オプション1
15	オプション2
16	オプション3
17	オプション4
18	更新職員番号
19	更新処理日
20	更新処理時刻

No.	送付場所情報管理
1	利用団体コード
2	宛先種別
3	宛先連番
4	開始住所
5	開始大字
6	開始本番
7	開始枝番
8	開始小枝番
9	開始小小枝番
10	終了住所

11	終了大字
12	終了本番
13	終了枝番
14	終了小枝番
15	終了小小枝番
16	郵便番号
17	住所
18	場所
19	電話番号
20	更新職員番号
21	更新処理年月日
22	更新処理時刻

No.	個人番号カード発行状況通知
1	利用団体コード
2	保存日時
3	ファイル名
4	連番
5	抽出日
6	市町村コード
7	抽出条件
8	該当件数
9	住民票コード
10	個人番号
11	カード運用状況
12	カード有効期限
13	カード回収日
14	処理状況
15	処理状況

No.	メモ情報
1	利用団体コード
2	住民コード
3	連番
4	業務コード
5	メモ内容
6	有効期限
7	登録職員番号
8	登録処理日
9	更新職員番号
10	更新処理日
11	更新処理時刻

No.	住民票副本管理
1	利用団体コード
2	データ種別
3	異動SEQ
4	番号体系
5	宛名番号
6	統合宛名番号
7	基幹系登録区分
8	特定個人情報名コード
9	データセット識別項目コート
10	データセットレコードのキー
11	版番号
12	親データセットレコードのキー
13	確定時点
14	修正日時
15	公開開始日
16	公開終了日
17	行政区コード
18	情報提供者部署コード
19	情報提供者ユーザID
20	実データ部
21	個人番号未付番区分
22	オプション1
23	オプション2
24	オプション3
25	オプション4
26	オプション5
27	オプション6
28	オプション7
29	オプション8
30	オプション9
31	オプション10
32	オプション11
33	オプション12
34	更新職員番号
35	更新処理日
36	更新処理時刻

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 住民基本台帳ファイル 8

No.	管内住所通知
1	利用団体コード
2	異動年月日
3	異動時刻
4	異動ID
5	異動事由
6	異動事由コード
7	個人番号
8	漢字氏
9	漢字名
10	生年月日
11	本籍コード
12	本籍漢字
13	筆頭者漢字氏
14	筆頭者漢字名
15	旧住所コード
16	旧住所漢字
17	旧住所方書
18	旧住所を定めた日
19	消除日
20	消除事由名称コード
21	消除事由名称
22	新住所コード
23	新住所漢字
24	新住所方書
25	住所を定めた日
26	記載日
27	記載事由名称コード
28	記載事由名称
29	エラーフラグ
30	異動終了フラグ
31	手処理フラグ
32	印刷フラグ

No. 住民記録参照

1	自治体コード
2	異動年月日
3	異動時刻
4	異動ID
5	更新区分
6	異動日
7	異動事由
8	旧個人番号
9	個人番号
10	世帯番号
11	カナ氏
12	カナ名
13	漢字氏
14	漢字名
15	生年月日
16	性別
17	世帯主との続柄名称
18	本籍コード
19	本籍漢字
20	筆頭者漢字氏
21	筆頭者漢字名
22	住所コード
23	住所漢字
24	住所方書
25	住所を定めた日
26	世帯主カナ氏
27	世帯主カナ名
28	世帯主漢字氏
29	世帯主漢字名
30	住民となった日
31	個人番号セットエラー
32	住民票参照更新エラー
33	住民票参照異動フラグ
34	個人特定異動フラグ
35	住民区分

No.	コンビニ交付住民票
1	個人番号
2	世帯番号
3	除票フラグ
4	改製日
5	住民種別
6	住民票記載順
7	発行禁止情報
8	カナ氏名
9	漢字氏名
10	生年月日
11	性別
12	世帯主との続柄名称
13	本籍漢字
14	漢字氏名
15	住所漢字
16	住所方書
17	届出日
18	届出事由名
19	異動日
20	異動事由名
21	郵便番号
22	漢字氏名
23	異動日
24	前住所漢字
25	前住所方書
26	前住所異動事由
27	前住所異動日
28	前住所届出事由
29	前住所届出日
30	予定地漢字
31	予定地方書
32	予定日
33	届出日
34	予定事由

35	届出事由
36	住民票コード
37	個人番号
38	外国人氏名カナ
39	外国人アルファベット氏名
40	外国人漢字氏名
41	外国人併記氏名
42	外国人通称名カナ
43	外国人通称名
44	世帯主アルファベット氏名
45	世帯主漢字氏名
46	世帯主通称名
47	国籍等
48	第30条45区分
49	第30条45区分コード
50	在留資格
51	在留期間等
52	在留期間等の満了の日
53	在留カード等の番号
54	旧氏

No.	旧氏情報
1	利用団体コード
2	住民コード
3	異動 SEQ
4	旧氏カナ
5	旧氏
6	旧氏履歴数
7	旧氏異動日
8	旧氏届出日
9	更新職員番号
10	更新処理日
11	更新処理時刻

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目**(2) 本人確認情報ファイル**

No.	本人確認情報ファイル
1	住民票コード
2	漢字氏名
3	外字数(氏名)
4	ふりがな氏名
5	静音化かな氏名
6	生年月日
7	性別
8	市町村コード
9	大字・字コード
10	郵便番号
11	住所
12	外字数(住所)
13	個人番号
14	住民となった日
15	住所を定めた日
16	届出の年月日
17	市町村コード(転入前)
18	転入前住所
19	外字数(転入前住所)
20	続柄
21	異動事由
22	異動年月日
23	異動事由詳細
24	旧住民票コード
25	住民票コード使用年月日
26	依頼管理番号
27	操作者 ID
28	操作端末 ID
29	更新順番号
30	異常時更新順番号
31	更新禁止フラグ
32	予定者フラグ
33	排除フラグ
34	外字フラグ

(3) 送付先情報ファイル

35	レコード状況フラグ
36	タイムスタンプ
37	旧氏漢字
38	旧氏カナ

No.	送付先情報ファイル
1	送付先管理番号
2	送付先郵便番号
3	送付先住所 漢字項目長
4	送付先住所 漢字
5	送付先住所 漢字 外字数
6	送付先氏名 漢字 項目長
7	送付先氏名 漢字
8	送付先氏名 漢字 外字数
9	市町村コード
10	市町村名 項目長
11	市町村名
12	市町村郵便番号
13	市町村長 項目長
14	市町村住所
15	市町村住所 外字数
16	交付場所名 項目長
17	交付場所名
18	交付場所名 外字数
19	交付場所住所 項目長
20	交付場所住所
21	交付場所住所 外字数
22	交付場所電話番号
23	カード送付場所名 項目長
24	カード送付場所名
25	カード送付場所名 外字数
26	カード送付場所郵便番号
27	カード送付場所住所 項目長
28	カード送付場所住所
29	カード送付場所住所 外字数

30	カード送付場所電話番号
31	対象となる人数
32	処理年月日
33	操作者 ID
34	操作端末 ID
35	印刷区分
36	住民票コード
37	氏名 漢字項目長
38	氏名 漢字
39	氏名 漢字 外字数
40	氏名 かな項目長
41	氏名 かな
42	郵便番号
43	住所 項目長
44	住所
45	住所 外字数
46	生年月日
47	性別
48	個人番号
49	第 30 条の 45 に規定する区分
50	在留期間の満了の日
51	代替文字変換結果
52	代替文字氏名 項目長
53	代替文字氏名
54	代替文字住所 項目長
55	代替文字住所
56	代替文字氏名位置情報
57	代替文字 住所位置情報
58	外字フラグ
59	外字パターン
60	旧氏漢字
61	旧氏カナ

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(1)住民基本台帳ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・届出の窓口において届出内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を行い、対象者以外の情報の入手の防止する。 ・届出書をシステムへ入力後、異動届とシステムの入力内容を照合し、確認を行う。 ・住民基本台帳ネットワークシステムを通じての入手は対象者以外の情報を入手できないよう、仕組みとして担保されている。 ・届出書に記載された情報以外は入力できない仕組みとなっている。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> ・住民記録に関する各届出においては、本人あるいは代理人による届出のみを受領することとし、受領の際は必ず本人あるいは代理人の本人確認及び委任状の確認を行うこととしている。 ・住民基本台帳ネットワークシステムから入手する場合は、住民基本台帳ネットワークシステムCSの認証・監査、証跡機能により特定の権限者以外は操作が行えず、また、情報照会・提供の記録が保持される仕組みが確立されている。 	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは住基ゲートウェイサーバー(既存住基システム)に限定しており、また、住基ゲートウェイサーバーと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・システムを利用する必要がある職員を特定し、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施する。 ・パスワードの更新を3か月ごとに実施する。 ・生体認証による操作者認証をおこなう。
その他の措置の内容	<従業者が事務外で使用するリスクへの措置> <ul style="list-style-type: none"> ・システムの操作履歴を記録する。 ・利用職員への研修の実施により事務外利用の禁止を指導する。 ・職員以外の従業者(委託先等)には個人情報にかかる誓約書を提出させる。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<特定個人情報の使用にあたって講じるその他の措置> <ul style="list-style-type: none"> ・統合端末ディスプレイを来庁者から見えない位置に置く。 ・特定個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる。 ・スクリーンセーバ等を利用し、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。 	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	特定個人情報を含む全てのデータについて、以下のことを契約書に明記している。 ・個人情報の秘密の保持 ・個人情報の収集の制限 ・個人情報の目的外利用及び提供の禁止 ・個人情報の適正管理 ・必要に応じて、本市が委託先の視察、監査を行うことができる ・事故発生時における報告	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	・再委託先及び業務従事者から、個人情報保護に係る誓約書を提出させている。 ・再委託承認書に秘密の保持及び個人情報の保護に万全を期すこと、再委託先からの更なる再委託に関しては禁止することを明記している。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
情報保護管理体制の確認。委託先の社会的信用と能力を確認する。特定個人情報ファイルの閲覧者及び更新者の制限。閲覧、更新権限をもつ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。更新、閲覧の履歴を取得し不正使用がないことを確認する。		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	使用部署からデータ利用申請を提出させ、事務担当部署がその法的根拠等を判断し、承認したもののみ提供・移転を許可することを内部規程に定めている。	
その他の措置の内容	・庁内連携では、データの提供・移転が認められた先からのみ連携システムへのアクセスを許可し、かつ、連携システムへデータを提供・移転している。 ・違反行為を行った場合は、法の罰則規定により措置を講じる。 ・個人番号の盗用等が発生した場合は、番号法第7条第2項により、職権及び該当者からの申請により個人番号の変更を行う。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><常広市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の提供は、原則、各システム間の自動連携に限定し、職員が意図的に不正な提供を行うことを防止している。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、機微な特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。 		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。 			

7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—
再発防止策の内容	—
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
8. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<常広市における措置> ・住民基本台帳ネットワークシステム関係職員(任用された派遣要員、非常勤職員、臨時職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残している。 ・住民基本台帳ネットワークシステムの各責任者に対して、その管理に関する必要な知識や技術を習得させる研修を実施するとともに、その記録を残している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。
10. その他のリスク対策	
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(2)本人確認情報ファイル (3)送付先情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<対象者以外の情報の入手を防止するための措置> ・本人確認情報の入手元は既存住基システムに限定されるため、既存住基システムへの情報の登録の際に、届出・申請等の窓口において届出・申請内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 <必要な情報以外を入手することを防止するための措置> ・平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-7 本人確認情報の通知及び記録)等により市町村CSにおいて既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。 ・正当な使用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上(氏名と住所の組合せ、氏名と生年月日の組合せ)の指定を必須とする。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<宛名システム等における措置> ・市町村CSと宛名管理システム間の接続は行わない。 <事務で使用するその他のシステムにおける措置> ・庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは住基ゲートウェイサーバー(既存住基システム)に限定しており、また、住基ゲートウェイサーバーと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報とは紐付けは行わない。 ・市町村CSのサーバー上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させず、また、市町村CSが設置されたセグメントにあるハブには権限のない者が機器に接続できないよう、適切な対策(物理的なアクセス制限、セグメントへの経路上に配置したファイアウォールにて指定の統合端末IP以外は通信を許可しない設定等)を講じる。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・システムを利用する必要がある職員を特定し、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施する。 ・パスワードの更新を定期的実施する。 ・生体認証による操作者認証を行う。

<p>その他の措置の内容</p>	<p><従業者が事務外で使用するリスクへの措置> ・システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 ・担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 ・システム利用職員への研修において、事務外利用の禁止等について指導する。 ・職員以外の従業者(委託先等)には個人情報にかかる誓約書の提出を求める。</p> <p><特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクへの措置> ・システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。 ・バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員、委託先等に対し指導する。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	
<p><特定個人情報の使用にあたって講じるその他の措置> ・統合端末ディスプレイを来庁者から見えない位置に置く。 ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる。 ・スクリーンセーバ等を利用し、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。 ・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る。</p>	
<p>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない</p>	
<p>リスク: 委託先における不正な使用等のリスク</p>	
<p>委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定</p>	<p>[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない</p>
<p>規定の内容</p>	<p>特定個人情報を含む全てのデータについて、以下のことを契約書に明記している。 ・個人情報の秘密の保持 ・個人情報の収集の制限 ・個人情報の目的外利用及び提供の禁止 ・個人情報の適正管理 ・必要に応じて、当市が委託先の視察、監査を行うことができる ・事故発生時における報告 ・再委託の禁止</p>
<p>再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保</p>	<p>[再委託していない] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない</p>
<p>具体的な方法</p>	<p>—</p>
<p>その他の措置の内容</p>	<p>—</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	
<p><特定個人情報の取扱いの委託にあたって講じるその他の措置> ・情報保護管理体制の確認: 委託先の社会的信用と能力を確認する。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者、更新者の制限 閲覧、更新権限を持つものを必要最小限にする。 閲覧、更新権限をもつ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。 更新、閲覧の履歴(ログ)を取得し不正使用がないことを確認する。 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 契約書等に基づき委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。</p>	

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	番号法及び住基法並びに個人情報保護条例の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・移転について、本業務では具体的に誰に対し何の目的で提供・移転できるか書き出したマニュアルを整備し、マニュアルどおりに特定個人情報の提供・移転を行う。	
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・「サーバー室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。 ・媒体を用いて情報を連携する際には、原則として媒体へのデータ出力（書き込み）の際に職員の立ち会いを必要とする。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p><不適切な方法で提供・移転が行われるリスクへの措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・相手方（都道府県サーバー）と市町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 ・媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。 <p><誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。 ・本人確認情報に変更が生じた際には、市町村CSへの登録時点で項目のフォーマットチェックや論理チェック（例えば、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に当該処理をエラーとする）がなされた情報を通知することをシステム上で担保する。 <p><誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・相手方（都道府県サーバー）と市町村CSの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 		
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—
再発防止策の内容	—
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><送付先情報ファイルに関して、特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクへの措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本特定個人情報ファイル(送付先情報ファイル)は、送付先情報の連携を行う必要が生じた都度、作成、連携することとしており、システム上、連携後速やか(1営業日後)に削除する仕組みとする。 ・媒体を用いて連携する場合、当該媒体は連携後、連携先である機構において適切に管理され、市町村では保管しない。 <p><送付先情報ファイルに関して、特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクへの措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム上、保管期間の経過した特定個人情報を一括して削除する仕組みとする。 	
8. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳ネットワークシステム関係職員(任用された派遣要員、非常勤職員、臨時職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残している。 ・住民基本台帳ネットワークシステムの各責任者に対して、その管理に関する必要な知識や技術を習得させる研修を実施するとともに、その記録を残している。
10. その他のリスク対策	
—	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号080-8670 北海道帯広市西5条南7丁目1番地 帯広市総務部ICT推進課(電話0155-65-4117) 又は帯広市総務部戸籍住民課(電話0155-65-4234)
②請求方法	帯広市個人情報保護条例に基づき、必要事項を記載した開示請求書を提出する。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	郵便番号080-8670 北海道帯広市西5条南7丁目1番地 帯広市総務部戸籍住民課(電話0155-65-4234)
②対応方法	問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和4年7月22日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年5月25日	I-1-②	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)(以下、「通知カード及び個人番号カード省令」という)第35条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号。以下「個人番号カード省令」という。)第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)	事後	法令改正による修正
令和2年5月25日	1-2-システム2-②	7 送付先情報通知 個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(通知カード、個人番号カード交付申請書等)を送付するため、既存住基システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。	7 送付先情報通知 個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(個人番号通知書、交付申請書等)を送付するため、既存住基システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。	事後	法令改正による修正
令和2年4月1日	I-6-①	帯広市市民環境部戸籍住民課	帯広市総務部戸籍住民課	事後	組織名変更
令和2年4月1日	II-(1)-2-⑥	戸籍住民課、川西支所、大正支所、戸籍住民課分室(帯広の森、西帯広、緑西、啓北、東、南、鉄南、森の里、帯広駅)	戸籍住民課、川西支所、大正支所、戸籍住民課分室(帯広の森、西帯広、緑西、啓北、東、南、鉄南、森の里)	事後	分室の廃止に伴う削除
令和2年4月1日	II-(1)-3-④	戸籍住民課、川西支所、大正支所、戸籍住民課分室(帯広の森、西帯広、緑西、啓北、東、南、鉄南、森の里、帯広駅)	戸籍住民課、川西支所、大正支所、戸籍住民課分室(帯広の森、西帯広、緑西、啓北、東、南、鉄南、森の里)	事後	分室の廃止に伴う削除
令和2年4月1日	II-(2)-2-⑥	帯広市市民環境部戸籍住民課	帯広市総務部戸籍住民課	事後	組織名変更
令和2年4月1日	II-(2)-3-④	帯広市市民環境部戸籍住民課	帯広市総務部戸籍住民課	事後	組織名変更

令和2年5月25日	Ⅱ-(3)-2-③	番号法第7条第1項(指定及び通知)に基づき、通知カードを個人番号の付番対象者全員に送付する必要がある。また、同法第17条第1項(個人番号の交付等)により、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされていることから、合わせて、個人番号カード交付申請書を通知カード送付者全員に送付する必要がある。市町村は、通知カード及び個人番号カード省令第35条に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。	番号法第7条第1項(指定及び通知)及び個人番号カード省令第7条(個人番号の通知)に基づき、個人番号通知書を個人番号の付番対象者全員に送付する必要がある。また、通知カード所持者にあつては、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされている。市町村は、個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。	事後	法令改正による修正
令和2年5月25日	Ⅱ-(3)-2-④	[○] 通知カード及び個人番号カード交付申請書の送付先の情報	[○] 個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報	事後	法令改正による修正
令和2年5月25日	Ⅱ-(3)-2-④	・その他(通知カード及び個人番号カード交付申請書の送付先の情報) 機構に対し、通知カード及び個人番号カード省令第35条に基づき通知カード及び個人番号カード交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、通知カード及び個人番号カード交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。	・その他(個人番号通知書及び個人番号カード交付申請書の送付先の情報) 機構に対し、個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づき個人番号通知書及び個人番号カード交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び個人番号カード交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。	事後	法令改正による修正
令和2年4月1日	Ⅱ-(3)-2-⑥	帯広市市民環境部戸籍住民課	帯広市総務部戸籍住民課	事後	組織名変更
令和2年5月25日	Ⅱ-(3)-3-③	通知カード及び個人番号カード省令第35条に基づく委任を受けて通知カード及び個人番号カード交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、通知カード及び個人番号カード交付申請書の送付先情報を提供する。	個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受けて個人番号通知書及び個人番号カード交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供する。	事後	法令改正による修正
令和2年4月1日	Ⅱ-(3)-3-④	帯広市市民環境部戸籍住民課	帯広市総務部戸籍住民課	事後	組織名変更

令和2年5月25日	S	・既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、通知カード及び個人番号カード交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を通知カード及び個人番号カード省令第35条に基づいて委任する機構に対し提供する(既存住基システム→住基ゲートウェイサーバー→市町村CSまたは電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。	・既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づいて委任する機構に対し提供する(既存住基システム→住基ゲートウェイサーバー→市町村CSまたは電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。	事後	法令改正による修正 法令名明示
令和2年5月25日	II-(3)-5-①	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令第36条	個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)	事後	法令改正による修正 誤字修正
令和2年5月25日	II-(3)-5-②	市町村から通知カード及び個人番号カード省令第35条に基づく委任を受け、通知カード及び個人番号カード交付申請書を印刷し、送付する。	市町村から個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受け、個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。	事後	法令改正による修正
令和2年4月1日	IV-1-①	郵便番号080-8670 北海道帯広市西5条南7丁目1番地 帯広市総務部行政推進室(電話0155-65-4112) 又は帯広市市民環境部戸籍住民課(電話0155-65-4234)	郵便番号080-8670 北海道帯広市西5条南7丁目1番地 帯広市総務部ICT推進課(電話0155-65-4117) 又は帯広市総務部戸籍住民課(電話0155-65-4234)	事後	組織名変更
令和2年4月1日	IV-2-①	郵便番号080-8670 北海道帯広市西5条南7丁目1番地 帯広市市民環境部戸籍住民課(電話0155-65-4234)	郵便番号080-8670 北海道帯広市西5条南7丁目1番地 帯広市総務部戸籍住民課(電話0155-65-4234)	事後	組織名変更

令和3年6月30日	I-5-②	<p>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) ・なし (本事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)</p>	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) ・なし (本事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)</p>	事前	法令改正による修正
令和3年6月30日	別紙1		別表第二項番 97及び107を追加	事前	法令改正による修正
令和4年6月30日	I-5-②	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) ・なし (本事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)</p>	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) ・なし (本事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)</p>	事後	法令改正による修正
令和4年6月30日	別紙1		別表第二項番 21を削除、85-2及び74を追加	事後	法令改正による修正